

江南市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成促進に関する諸問題の把握と、施策のあり方を総合的に検討し、当該社会の実現に向けて計画的、効果的な施策の推進に資するため、江南市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画（以下「計画」という。）の策定に向けて提言し、計画策定に関し必要な事項を研究、検討すること。
- (2) 計画の推進に関し研究、検討すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成促進に関し必要な事項を研究、検討すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員17名以内で組織する。

- 2 委員は優れた識見又は熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員が退職しようとするときは、会長を経て市長に申し出なければならない。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部市民サービス課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。